

横浜市福祉のまちづくり条例改正（素案）に関する パブリックコメントの実施結果について

横浜市では、「横浜市福祉のまちづくり条例（以下「福まち条例」）」の改正にあたり、パブリックコメントを実施しました。

このたび、実施結果と市の考え方をまとめましたのでその概要について報告します。

1 実施概要

(1) 意見募集期間

平成 24 年 7 月 9 日(月)～平成 24 年 8 月 10 日(金)

(2) 配布先

行政関係各課（区広報相談係等）、地域ケアプラザ、横浜市社会福祉協議会、横浜市身体障害者団体連合会、横浜市老人クラブ連合会、よこはま一人子育てフォーラム、横浜市建築設計協同組合、ほか（計 71 か所）

(3) 提出者数と意見数

提出者数 21 人(市民、障害者団体、設計者など)

意見数 76 件

(4) 提出方法

Eメール、はがき（リーフレット）、FAX、電話、持参

(5) パブリックコメント質問項目別意見数

	質問項目	意見数
1	福まち条例と建築物バリアフリー条例（※）を一本化することについて	17 件
2	福まち条例の理念を明文化することについて	18 件
3	新たに 2,000 m ² 以上の共同住宅を義務規定とし、整備基準の適合を求めることについて	19 件
4	その他	22 件

2 提出されたご意見への対応状況

	対応状況	件数
1	素案にご賛同いただいたもの	21 件
2	条例改正に反映するもの	4 件
3	意見の趣旨がすでに素案に含まれているもの	4 件
4	今後の規則改正（整備基準の改正）等の参考とするもの	28 件
5	その他	19 件

(※) 建築物バリアフリー条例 … 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（平成 16 年条例第 51 号）

3 主な意見の内容とそれに対する考え方

(1) 福まち条例と建築物バリアフリー条例を一本化することについて

	主な意見の内容	意見に対する考え方
1	一本化が良いと思う。ソフトとハード両面を総合的にイメージしていくためには有意義である。(ご賛同いただいた意見 計9件)	福祉のまちづくりのさらなる充実を目指し、取り組んでまいります。
2	条例の一本化により、分かりやすくなることもあるが、分かりにくくなることもあると思う。何が義務規定で、何が努力規定なのか、分かりにくくならないように工夫が必要。	改正福まち条例の条文の構成等を工夫し、分かりやすく規定していきます。

(2) 福まち条例の理念を明文化することについて

	主な意見の内容	意見に対する考え方
1	理念の明文化に賛成である。理念を明文化することは極めて重要で、有意義である。(ご賛同いただいた意見 計6件)	福祉のまちづくりのさらなる充実を目指し、取り組んでまいります。
2	市民参画を進める際には、外国人等も意見が出せるように意見募集の方法を工夫してほしい。	様々な方に意見を聴取し、施策に反映できるように意見募集の方法を工夫して行っています。

(3) 新たに2,000㎡以上の共同住宅を義務規定の対象とし、整備基準の適合を求めることについて

	主な意見の内容	意見に対する考え方
1	これまで1,000㎡でも指導を受けてきたため、2,000㎡以上の義務は当然。(ご賛同いただいた意見 計6件)	福祉のまちづくりのさらなる充実を目指し、取り組んでまいります。
2	1,000㎡以上も義務化になるようにしてほしい。	今回の改正では、バリアフリー法における義務対象の規模となる2,000㎡以上としました。
3	現在の努力規定(遵守)の整備基準より厳しくなるのであれば、義務化は反対。	条例施行規則に定める整備基準については、改めて市民意見募集を行います。

(4) その他の意見

既存建築物のバリアフリー化の促進、道路のバリアフリー(段差解消)、公園や公共交通機関のバリアフリー化の促進等に対するご意見がありました。

4 その他各種団体への説明(6～7月)

(1) 説明団体(計5団体)

- ・障害者団体(3団体:横浜市身体障害者団体連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、横浜重心グループ連絡会～ぱざぼネット～)
- ・子育て支援団体(1団体:よこはま一人一人子育てフォーラム)
- ・福祉活動団体(1団体:横浜ジェントルタウン倶楽部)

(2) 主なご意見

条例改正の方向性については概ね賛同をいただき、以下のようなご意見がありました。

- ・障害者が街に出たときに、声かけがたくさんある雰囲気作りが、ハードと並行して必要。
- ・施設等を整備する際の当事者参加を位置づけられないか。完成してからではなく当初から参画できると良い。等

5 今後のスケジュール(予定)

平成24年12月 市会第4回定例会にて条例改正案上程 議決後公布

平成26年1月 改正条例 施行

横浜の福祉のまちづくりを 一緒に考えてみませんか？



～横浜市福祉のまちづくり条例改正(素案)に関する
パブリックコメント(意見募集)～

意見募集期間 平成24年7月9日(月)～8月10日(金)

横浜市では、本市の自主条例である「横浜市福祉のまちづくり条例※1」とバリアフリー法※2の委任条例である「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例(建築物バリアフリー条例)※3」によって、バリアフリーのまちづくりを進めています。

少子高齢化など大きく変化している社会環境へ対応し、市民や事業者等にとって分かりやすい条例とするため、建築物バリアフリー条例との一本化を含めた福祉のまちづくり条例の改正を予定しています。

この度、条例改正(素案)を取りまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

見直しの方向性 (詳細は裏面をご参照下さい)

- 1 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化します。
- 2 福祉のまちづくり条例の理念を条例に明文化します。
- 3 共同住宅について、現在の1,000㎡以上の努力規定(遵守)に加え、新たに2,000㎡以上を義務規定の対象とし、整備基準への適合を求めます。(建築確認の対象となります。)

※1 横浜市福祉のまちづくり条例(福祉のまちづくり条例)とは…

平成9年制定。心のやさしさや思いやりを啓発(教育)する取組(=ソフト)や、だれもが安全に安心して利用できる施設の整備を進める(=ハード)など、ソフトとハードが一体となって福祉のまちづくりを推進しています。横浜市福祉のまちづくり条例施行規則では、施設整備基準を定めています。

※2 バリアフリー法とは…

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)

※3 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例(建築物バリアフリー条例)とは…

バリアフリー法第14条第3項の規定に基づく条例で、バリアフリー法の基準に、①対象建築物の追加、②対象規模の引下げ、③整備基準の追加 をしています。建築確認、完了検査等の対象となります。



① 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化します。

課題

建築物のバリアフリーに関する条例として、本市の自主条例である福祉のまちづくり条例(努力規定(遵守))と、バリアフリー法の委任条例である建築物バリアフリー条例(義務規定)があり、それぞれの条例で対象用途、対象規模及び整備基準を規定しているため、市民、事業者等にとって分かりにくいものとなっています。

改正案

福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化し、建築物に関するバリアフリーの規定を分かりやすくします。なお、建築物バリアフリー条例は廃止します。

具体的な整備基準(※)は条例施行規則に規定し、社会環境の変化や技術の進展等に迅速に対応できるようにします。なお、整備基準の内容については、条例改正後に市民意見募集を行います。

※整備基準…階段、廊下、エレベーター等に適用される基準

条例一本化のイメージ



② 福祉のまちづくり条例の理念を条例に明文化します。

課題1

福祉のまちづくり条例は、これまで基本理念に「基本的人権の保障とノーマライゼーション」「生活者主体の視点」「市民・事業者・行政による協働」を掲げて福祉のまちづくりを進めてきました。これらの基本理念は、条例の解説の中で書かれており、条例本文には明確にされていません。

福祉のまちづくり条例に基づき、これまでソフト面の取組を行ってきましたが、建築物バリアフリー条例との一本化でハード面の要素が強まることに伴い、ソフト面の取組もこれまで以上に進めていく必要があります。

改正案

条例本文に、これまでの理念を踏襲しつつ、時代のニーズにも対応し、横浜に関わるすべての人(暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含む)がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり(ユニバーサルデザイン)をソフト・ハードの両輪で進めていくことを明記し、横浜市としての取り組むべき姿勢を明確化します。

課題2

これまで基本的施策を進める際には、市民意見募集や、障害者団体にヒアリングを行うなど、広く意見を求め施策に反映してきましたが、条例に規定はありません。

改正案

福祉のまちづくりに関する施策を進める際には、広く市民・事業者等から意見を集めることを条文に明記します。



3 共同住宅について、現在の1,000㎡以上の努力規定(遵守)に加え、新たに2,000㎡以上を義務規定の対象とし、整備基準への適合を求めます。(建築確認の対象となります。)

課題

生活様式の多様化や少子高齢化など、社会環境が大きく変化するなかで、バリアフリー化の図られた住宅が求められています。

改正案

2,000㎡以上の共同住宅を義務規定の対象として追加することにより、建築する際、バリアフリーに関する整備基準が、建築確認や完了検査でチェックされ、適合していないと建築することができなくなります。なお、1,000㎡以上の共同住宅については、引き続き努力規定(遵守)を適用します。



今後のスケジュール(予定)

このパブリックコメント手続きでいただいたご意見を考慮して条例改正案を確定し、改正手続きを行います。

平成24年7月9日~8月10日

パブリックコメント



平成24年12月

条例 公布



平成25年6月

条例施行規則 公布



平成26年1月

条例・条例施行規則 施行

きりとり ✕

郵便はがき

231-8790

017

料金受取人払郵便

横浜港支店
承認

7250

差出有効期間
平成24年8月
31日まで

(郵便切手
不要)

横浜市中区港町
1丁目1番地

横浜健康福祉局
福祉保健課
福祉のまちづくり担当 行



氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

年齢 ~20代 30~40代 50~60代 70~80代 80代以上



意見募集期間

平成24年7月9日(月)～8月10日(金)

意見提出方法

右記のいずれかの方法により、健康福祉局福祉保健課福祉のまちづくり担当まで、ご提出願います。



電子メールの場合

電子メールアドレス

kf-fukumachi@city.yokohama.jp

※メールの件名は、「パブリックコメント」と表記してください。



郵送の場合

(下記のハガキをご利用ください。)

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地



FAXの場合

FAX番号 045-664-3622

きりとり

横浜市福祉のまちづくり条例改正(素案)に関する

以下の項目について、ご意見をお寄せください。

1. 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化することについて
2. 福祉のまちづくり条例の理念を明文化することについて
3. 新たに2,000㎡以上の共同住宅を義務規定の対象とし、整備基準の適合を求めることについて
4. その他

ご協力ありがとうございました。

ご不明な点についてのお問い合わせ

横浜市 健康福祉局 福祉保健課

☎ 045-671-2387・4049

横浜市 建築局 建築企画課

☎ 045-671-2933

注意事項

- ① いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ② いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ③ ご意見に付記された氏名、住所等の個人情報につきましては適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対するパブリックコメントに関する業務にのみ利用させていただきます。
- ④ その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年横浜市条例第6号)」に従って適切に取り扱います。